

磐田市新造形創造館

添付資料

1	市及び指定管理者の業務区分表（資料1）	1
2	リスク分担表（資料2）	2
3	施設利用実績（資料3）	4
4	管理運営経費等の実績（資料4）	7
5	施設及び設備等保守管理業務等一覧（資料5）	10
6	修繕費の実績（資料6）	12
7	委託業務実績（資料7）	13
8	光熱水費実績（資料8）	15
9	備品一覧・配置図（資料9）	16
10	平面図（資料10）	37
11	個人情報取扱特記事項（資料11）	40
12	条例等（資料12）	42

資料 1 市及び指定管理者の業務区分表

業務区分		業務内容	管理区分		摘要
			磐田市	指定管理者	
施設管理	施設管理	施設の維持管理・警備等		○	
	設備管理	設備の保守点検・巡視等		○	
	施設補修	小規模補修		○	1 件 5 0 万円未満の修繕
		大規模補修	○		1 件 5 0 万円以上の修繕
	備品管理	現在ある備品の指定管理者への貸付	○		
		貸付備品の管理及び修理		○	
		現在ある備品の更新	○		
		備品の新規購入	○	○	双方協議の上、決定する
	安全対策	防火対策、地震等災害対策、巡回、戸締り等		○	
		事故、火災等による施設の損傷の回復	○※	○	※自己の責に帰すべき事由による場合
		施設利用者の被災に対する責任	○※	○	※自己の責に帰すべき事由による場合
施設運営	利用承認等	施設の利用承認、不承認、承認の取消し及び利用の制限		○	
	開館時間の変更等	開館時間の変更及び臨時の開館又は休館の決定		○	市の承認が必要
	利用料金の設定	利用料金の設定		○	市の承認が必要
	利用受付・料金收受	利用受付・利用料金の收受		○	
	利用案内	利用案内、利用指導		○	
	データ収集等	利用者数等データ収集、アンケート調査等		○	
	利用促進	指定管理者のノウハウを活用し、利用促進を図る		○	
	広報・営業	利用促進のための各種広報・営業活動		○	
	設置目的達成のための事業	各種講座等の開催等		○	
市有財産管理	土地の管理	境界の維持保全等	○		
	台帳の整理、管理	財産台帳の調整、管理	○		
	目的外使用の許可	行政財産の目的外使用の許可	○		
	財産取得、処分	所有権取得行為、処分行為	○		
	その他財産管理行為	財産の維持、保全	○		
指定管理者の財産		財産の維持保全		○	

資料 2 リスク分担表

種類		リスクの内容	費用の負担区分	
			磐田市	指定管理者
募集要項 リスク	書類の誤り	募集要項等市が作成した書類によるもの	○	
		申請書等指定管理者が作成した書類によるもの		○
制度関連 リスク	関係法令等の変更	施設、設備の設置基準等に関する法令等の変更によるもの	○	
		指定管理者の管理運営の業務一般に関する法令の変更によるもの		○
	税制の改正	施設の設置、管理運営業務に影響を及ぼす税制改正によるもの	○	
		上記以外の一般的な税制改正によるもの		○
維持管理 リスク	運営コストの変動	金利の変更によるもの		○
		物価の変動によるもの（公共料金を含む）		○
		指定管理者が利用料金の額を決定・変更したことによる利用者減、収入減によるもの		○
	需要変動・施設競合	需要想定と実施結果との差異によるもの 施設競合による利用者減、収入減によるもの		○
	管理物件の損傷	管理物件の構造上の瑕疵によるもの	○	
	計画の変更	市の指示により業務の全部又は一部を中止又は業務内容・費用負担を変更したことによるもの	○	
		用途変更等、市の事情により施設の利用目的を変更したことによるもの	○	
		指定管理者の事情によるもの		○
	債務不履行	指定管理者の事業放棄や破綻などによる業務及び協定内容の不履行によるもの		○
	資金調達	資金調達ができなかったことによる管理運営業務の中断等に関するもの		○
	個人情報漏洩	市の指示又は指導の不備、設備の瑕疵等によるもの	○	
		指定管理者として構すべき措置の不備等管理上の瑕疵によるもの		○
	許可の遅延、失効、取消	市が取得すべき業務の開始・継続に要する許可の遅延等によるもの	○	
		指定管理者が取得すべき業務の開始・継続に要する許可の遅延等によるもの		○
	運営リスク	管理運営上の瑕疵による臨時休館・利用不能等によるもの		○
		管理物件の不備や施設改修等による臨時休館・利用不能等によるもの	○	
社会リスク	不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費に関するもの（合理性が認められる範囲）	○	
		不可抗力に伴う業務の履行不能に関するもの	協議事項	
	セキュリティ	指定管理者の警備不良によるもの		○
	周辺地域・住民	施設の管理運営に対する地域住民又は利用者からの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの		○

	及 び 利 用 者 へ の 対 応	施設設置及び施設の瑕疵に対する地域住民又は利用者からの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの	○	
		地域との協調に関するもの		○
指定期間終了時		指定管理者の指定期間が終了した場合、又は指定を取消した場合の撤収に関するもの		○

資料3 施設利用実績

【入館者内訳】

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
開館日数（日）		302	308	305
入館者数（人）		32,020	34,744	36,105
入館者数内訳	講座	3,376	3,323	3,448
	子供ワークショップ	478	466	390
	貸館利用	講座室1	187	261
		講座室2	131	337
		講座室3	382	10
		木工室・工芸室	14	26
	体験	2,657	3,497	3,336
	ショップ・ギャラリー	24,628	26,744	28,297

【イベント実績】

年度	イベントの内容		来場者数
令和4年度	館内イベント	8/2-8/7 ものづくり SDGs ウィーク	1,625 名
		9/18 プレミアム・ジャズ・ナイト	120 名
		12/17.18 創造館からの Merry Christmas	1,343 名
令和5年度	館内イベント	8/4-8/6 夏イベント「創造館の夏物語」	1,850 名
		8/12 静岡農林環境専門職大学主催・創造館ほか共催 サイエンスカフェ第3回	講座参加者 20 名
		9/16 プレミアム・ジャズ・ナイト	143 名
		12/16.17 クリスマスイベント	1,851 名
		2/23 安全防火フェアクイズラリー	95 名
	館外イベント	8/16 かたりあ開館1周年記念事業 磐田市共催 殺陣教室（かたりありハーサル室）	36 名

令和6年度	館内イベント	5/12 豊田わくわくフェスタ（共催）	936 名
		8/3.4 創造館の夏フェス	1,355 名
		9/15 プレミアム・ジャズ・ナイト	150 名
		10/27 キッズデイ	435 名
		11/10 開館 25 周年記念感謝祭	725 名
		12/14.15 創造館が贈るコドモもオトナも MERRY CHRISTMAS	2,160 名
		2/2 安全防火フェア参加	637 名
		3/1 25 周年記念事業「グラス・デザイン・コンテスト～未来への思いをかたちに～」授賞式	受賞者 10 名
		3/21-23 ガラスワークショップ 2024・江波富士子（潮工房）	受講者 9 名 見学者 30 名
	館外イベント	5/12 わんぱくチャレンジ！ポートふしぎ発見＆親子バイク教室 出張体験実施	51 名

【ギャラリー展示の実績】

年度	ギャラリー展示内容	展示数
令和4年度	シマウマドレース 櫻井かえで彫刻展	約 1,200 点
	栗原瑠璃華吹きガラス展 季の風	
	大塚人詩江・土のぬくもり展	
	Image の種 風の時代になったから 楽しいこと沢山考えて 素敵な世界を育てよう	
	屑鉄工房作品展 Vol.7 Riders	
	佐々木俊仁ガラス作品展 源（みなもと）	
	Golden Junk 特殊造形アート展『REALISTIC FANTASY』	
	小西潮・江波富士子・潮工房展	
	2023 新春展	
	鈴木青宵個展『志戸呂 BLACK 丹黒きゆゑ』	
	3WAY 創造館ガラス作家展	
令和5年度	コジーサの紅型図案展	約 1,890 点
	奥山硝子工房作品展	
	くらしの陶器 六人展	
	酒井真一 松浦あかね ガラス作品展	
	屑鉄工房作品展 vol.8 鉄工所の廃材から生まれたドラゴン	
	光風作品展『風の物語～流れゆく雲 麦畑の穂波 漂う花』	

令和5年度	の香り みんな風が創る物語〜』	
	〈瀬川夏帆〉刺繍アート展 décorer〜ミシンで描く〜	
	潮工房 25 周年記念 歴代アシスタントとともに in 磐田	
	2024 新春展	
	木のある暮らし woodapple 30th anniversary	
	3WAY 創造館ガラス作家展	
令和6年度	直透窯 鈴木青宵 酒器 百選	約 2,310 点
	栗原瑠璃華吹きガラス展 立夏	
	田中英子 虹と猫とおもちゃと〜大人が遊べる玩具展〜	
	木洩れ日の向こうに	
	屑鉄工房作品展 vol.9 躍動する螺子	
	海とひつじ雲 有希林檎・小川達也二人展	
	こうの えみ個展 ー森の扉のむこう側ー	
	江波富士子 Le Murrine (ムッリーニ)	
	2025 新春展	
	ちくちくアート KAHO 作品展 garden	
	創造館開館 25 周年記念 歴代ガラス作家たちの作品展	

資料4 管理運営経費等の実績

【収入】（自主事業は除く）

（単位：円）

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市からの委託料	45,647,500	44,821,000	45,378,000	
利用料金	116,900	80,700	83,100	施設利用
文化教養講座（※）	11,655,027	12,664,513	12,740,329	講座受講料
雑収入	116,338	123,438	94,472	
収入合計	57,535,765	57,689,651	58,295,901	

【支出】（自主事業は除く）

（単位：円）

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
管理費	人件費	21,103,456	18,049,334	15,731,131	職員給与、各種手当、法令福利費、福利厚生費
	消耗品費	768,534	701,139	710,829	事務用品、トイレットペーパー、資機材等
	燃料費	43,577	56,626	88,621	灯油、ガソリン代
	光熱水費	9,893,458	8,777,489	8,976,071	電気代、水道代、ガス代
	修繕費	59,959	257,598	602,403	建物・設備の修繕
	維持管理費	4,821,564	5,016,662	5,698,088	他維持管理日含む
	賃借料	1,206,986	1,169,817	1,214,753	事務機器、POS等
	通信運搬費	1,171,225	1,182,618	952,293	電話・FAX、郵便等
	租税公課	1,271,205	38,179	1,299,217	消費税相当額、収入印紙
	印刷製本費	1,244,680	1,405,505	1,347,390	パンフレット制作、DM、講座案内
雑費	562,771	502,554	279,110	振込手数料等	
運営費	報償費	10,741,090	10,971,710	11,305,282	契約講師謝礼代
	旅費交通費	145,020	39,040	35,570	講師旅費、仕入れ
	保険料	280,650	289,810	288,270	総合賠償責任保険、個人情報漏洩保険
	広告料（広報）	757,760	402,490	356,860	ホームページ運営、ＴＶ、ラジオ、新聞、看板広告等
	原材料費	3,208,984	3,569,297	3,744,415	原材料代
	運営管理費	2,400,000	2,400,000	2,400,000	社内制作作業費
支出合計		59,680,919	54,829,868	55,030,303	

文化教養講座（※）

項目	令和４年度		令和５年度		令和６年度	
講座等の種類	収入（円）		収入（円）		収入（円）	
	回数(回)	参加人数(人)	回数(回)	参加人数(人)	回数(回)	参加人数(人)
吹きガラス （常駐作家）	5,204,086		5,421,043		5,361,717	
	685	1,255	674	1,200	680	1,201
ステンド グラス （常駐作家）	1,639,405		2,168,465		2,136,865	
	127	442	130	528	122	566
バーナー	602,095		724,453		888,700	
	143	260	153	271	156	333
こども WS	399,400		455,850		262,950	
	45	478	50	466	60	390
その他講座	3,810,041		3,894,342		4,090,097	
	280	1,419	249	1,324	268	1,348
合計	11,655,027		12,664,513		12,740,329	
	1,280	3,854	1,256	3,789	1,286	3,838

※各講座料収入には原材料販売も含まれています。

【自主事業実績】

文化普及事業収入

(単位：円)

項目／年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ショップ	1,369,332	1,318,663	1,456,306
作家作品委託販売品 （ギャラリーを含む） （※１）	7,150,112	9,319,725	12,306,778
体験コーナー（※２）	3,471,951	4,875,502	4,855,992
合計	11,991,395	15,513,890	18,619,076

作家作品委託販売収入（※１）

(単位：円)

項目	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ガラス	537,975	850,365	669,490
ステンドグラス	44,700	98,950	171,380
バーナー	84,200	166,840	130,020
彫金	18,230	40,460	5,700
合計	685,105	1,156,615	976,590

※ガラス・ステンドグラス・バーナー・彫金は磐田市新造形創造館常駐作家作品

体験コーナー収入（※２） 上段：収入（単位：円） 下段：参加者数（単位：人）

項目	令和４年度	令和５年度	令和６年度
フュージング	572,875	811,620	601,420
	565	703	465
万華鏡	299,827	404,200	521,235
	366	396	472
ジェルキャンドル	1,143,862	1,776,797	1,240,350
	630	1,159	762
レジン	405,559	614,130	633,960
	456	546	517
ジェルフラワー	1,440	—	559,570
	—	—	252
季節の体験	519,260	403,445	728,985
	300	258	346
その他	529,128	865,310	570,472
	345	435	522

※ジェルフラワーはコロナ対策で休止していたが令和６年４月より再開

体験コーナー減免実績 上段：件数 下段：人数（単位：人）

項目	令和４年度	令和５年度	令和６年度
体験コーナー減免件数 (20名以上の団体割引)	12	23	17
	452	824	622

資料5 施設及び設備等保守管理業務等一覧

番号	委託業務名	業務の内容
ア	清掃管理業務 (日常清掃、特別清掃)	日常清掃及び特別清掃を実施し、館内を清潔に保ち来場者などに不快感を抱かせないようにする。 ■日常清掃(簡易清掃) 回数：開館日の3時間(週6日) 内容：床面・カーペット清掃、ガラス拭き、陶器材及びモルタル床清掃、陶器類清掃、塵埃処理、消耗品補充、建物外周清掃及び草取り、マット清掃、トイレ清掃、ドア壁面拭き及び金属部分の吹き磨き、流し場及び浴室清掃、灰皿清掃、駐車場の清掃など ■特別清掃 ＜床面清掃(ワックス塗布等)＞ 回数：1階 年3回 2階 年2回 面積：全館 ＜ガラス清掃＞ 回数：年2回 面積：全館 ＜網戸清掃＞ 回数：年2回 面積：全館 ＜殺虫・殺鼠駆除＞ 回数：年2回 面積：全館
イ	樹木管理業務	敷地内の樹木において剪定や施肥、除草を施すことで館周辺の美観や安全性を維持する。 内容：磐田市新造形創造館及び駐車場周りの芝生管理、薬剤散布、施肥、高木剪定、寄植剪定、生垣剪定など 回数：年2回(時期は適宜) 職員による除草作業も適宜実施 ■新造形創造館周り 植物：さつき、イヌマキなど 回数：剪定及び薬剤散布／適宜 抜取除草／適宜 ■駐車場周り 植物：さつき 回数：剪定及び薬剤散布／適宜 除草／適宜
ウ	警備保障業務	館内が犯罪や火災、災害などにより侵されそうになった場合の被害を防ぐことを目的に、機械警備による防犯(進入)や火災を監視し、万が一の場合は非常通報サービスを利用する。(飲食施設部分を含む) 時間：開館日：午後5時から翌午前9時 休館日：終日 内容：事故確知時における関係先への通報や連絡、警備実施事項の報告など
エ	空調設備保守点検業務 (GHP 定期点検)	運転時間 10,000 時間経過後および 5 年に 1 回の定期点検 内容：室外機のエンジンオイルや点火プラグなど消耗品の交換、室内機のファンや冷暖房能力の確認など 令和 8 年度 0 台

		令和 9 年度 0 台 令和 10 年度 2 台 令和 11 年度 2 台 令和 12 年度 2 台
オ	自家用電気工作物保守点検業務	※電気事業法（保安規定）に基づく 回数：定期／隔月 1 回 年次／年 1 回 規模：最大電圧 105KVA、需要設備容量 400KVA、受電電圧 6600V 内容：引込電線路、受電設備、配電設備、負荷設備、非常用予備発電装置などの精密点検、測定、試験
カ	自動ドア保守点検業務	回数：年 3 回 基数：3 基（正面入口・事務室入口） 内容：ドア・サッシ部、懸架部、動力・作動部、制御装置、検出装置、電源回路などの清掃や点検、調整など
キ	消防用設備保守点検業務	※消防法に基づく 回数：機器点検年 1 回 総合点検年 1 回 内容：消火器具、自動火災報知設備、不活性ガス設備 (ア)消火器具／設置状況、表示、外形、内部、機能など (イ)自動火災報知設備／予備・非常電源、受信機及び中継部、感知器、発信機、音響装置など (ウ)不活性ガス消火設備／貯蔵容器、起動用ガス容器、選択弁、起動装置、警報装置、制御盤、配管、噴射ヘッド、防護区画および隣接備品、非常電源など
ク	一般及び産業廃棄物処理業務	事業者として館内で発生した廃棄物について責任をもって処理する 種別：一般廃棄物処理、焼却炉処理（埋立処理）、産業廃棄物処理 回数：可燃ごみは週 3 回、不燃ごみは週 1 回の収集 焼却炉処理（埋立処理）、産業廃棄物処理 適宜
ケ	工房作業環境測定	作業環境を管理する為に労働安全衛生法で義務付けられている測定 回数：年 2 回 内容：ショットブラスト（吹きガラス）の粉じん濃度調査
コ	ガス点検業務	中圧・低圧ガス点検 回数：年 1 回 内容：漏洩調査、機能点検など
サ	ホームページ等制作業務	掲載内容の更新および修正のあった都度

※施行においては、現場の状況により市と相談し決定すること。

資料6 修繕費の実績

(単位：円)

年度	修繕内容	場所・機器	金額
令和4年度	ガラス工房メンテナンス材料	ガラス工房	29,480
	POS レジ機械操作変更費	POS レジ	21,459
	ショップ内作家紹介プレート作成補修	ショップ	9,020
	小計		59,959
令和5年度	ガラス工房メンテナンス部品	ガラス工房	14,850
	ガラス工房溶解炉オープンポット	ガラス工房	152,020
	ガラス工房修復用素材	ガラス工房	42,988
	彫金工房リユーター用部品、本体	彫金工房	47,740
	小計		257,598
令和6年度	コンプレッサースイッチ交換	講座室1 南	189,849
	ガラス工房移動式エアコン	ガラス工房	21,780
	ブラインド昇降装置修理	1F 体験コーナー	19,800
	ガラス工房メンテナンス費	ガラス工房	9,130
	ガラス工房溶解炉オープンポット	ガラス工房	152,020
	ガラス工房タイマー	ガラス工房	24,200
	ガラス溶解炉ブロワー交換	ブロワー不動のため交換	177,320
	中庭外部コンセント交換	3 か所	4,014
	講座室テーブル修理部品	講座室テーブル	4,290
	小計		602,403
合計			919,960

資料7 委託業務実績

令和4年度

業務名	業務の内容	実 施	金額（円）
清掃管理業務	日常清掃／特別清掃	日常週6日 特別適宜	1,587,460
自家用電気工作物 保守点検業務	自家用電気工作物の点検・測定 及び試験の実施	定期年6回 年次年1回	219,120
警備保障業務	機械警備による防犯監視	通年	508,200
消防設備保守点検業務	全館の消防設備点検 自動火災報知機、消火器	年2回	110,000
自動ドア保守点検業務	自動ドアの保守管理・点検業務	年3回	41,250
樹木管理業務	敷地内の高木・低木等の植栽等	年2回	330,592
工房環境測定業務	工房環境測定	年2回	53,064
一般及び産業廃棄物処理 業務	産業廃棄物処理(焼却・埋立)	適宜	71,500
	一般廃棄物処理	週3回	105,600
コンプレッサー点検	コンプレッサー性能点検	隔年	151,998
	計		3,178,784

令和5年度

業務名	業務の内容	実 施	金額（円）
清掃管理業務	日常清掃／特別清掃	日常週6日 特別適宜	1,658,958
自家用電気工作物 保守点検業務	自家用電気工作物の点検・測定 及び試験の実施	定期年6回 年次年1回	219,120
警備保障業務	機械警備による防犯監視	通年	508,200
消防設備保守点検業務	全館の消防設備点検 自動火災報知機、消火器	年2回	110,000
自動ドア保守点検業務	自動ドアの保守管理・点検業務	年3回	41,250
樹木管理業務	敷地内の高木・低木等の植栽等	年2回	330,592
環境測定業務	工房環境測定	年2回	53,064
一般及び産業廃棄物処理 業務	産業廃棄物処理(焼却・埋立)	適宜	24,750
	一般廃棄物処理	週3回	105,600
ガス点検業務	中圧・低圧ガス点検	年1回	293,370
	計		3,344,904

令和 6 年度

業務名	業務の内容	実 施	金 額（円）
清掃管理業務	日常清掃／特別清掃	日常週 6 日 特別適宜	1,627,109
自家用電気工作物 保守点検業務	自家用電気工作物の点検・測定 及び試験の実施	定期年 6 回 年次年 1 回	219,120
警備保障業務	機械警備による防犯監視	通年	508,200
消防設備保守点検業務	全館の消防設備点検 自動火災報知機、消火器	年 2 回	110,000
自動ドア保守点検業務	自動ドアの保守管理・点検業務	年 3 回	41,250
樹木管理業務	敷地内の高木・低木等の植栽等	年 2 回	330,000
環境測定業務	工房環境測定	年 2 回	53,064
一般及び産業廃棄物処理 業務	産業廃棄物処理（焼却・埋立）	適宜	71,500
	一般廃棄物処理	週 3 回	105,600
ガス点検業務	中圧・低圧ガス点検	年 1 回	293,370
	計		3,359,213

資料 8 光熱水費実績

(単位：円)

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
電 気	2,825,317	2,383,530	2,574,007
ガ ス	6,727,157	6,050,873	6,071,653
上下水道	340,984	343,086	330,411
合 計	9,893,458	8,777,489	8,976,071

※平成 26 年度から、特定規模電気事業者より電力を調達している。

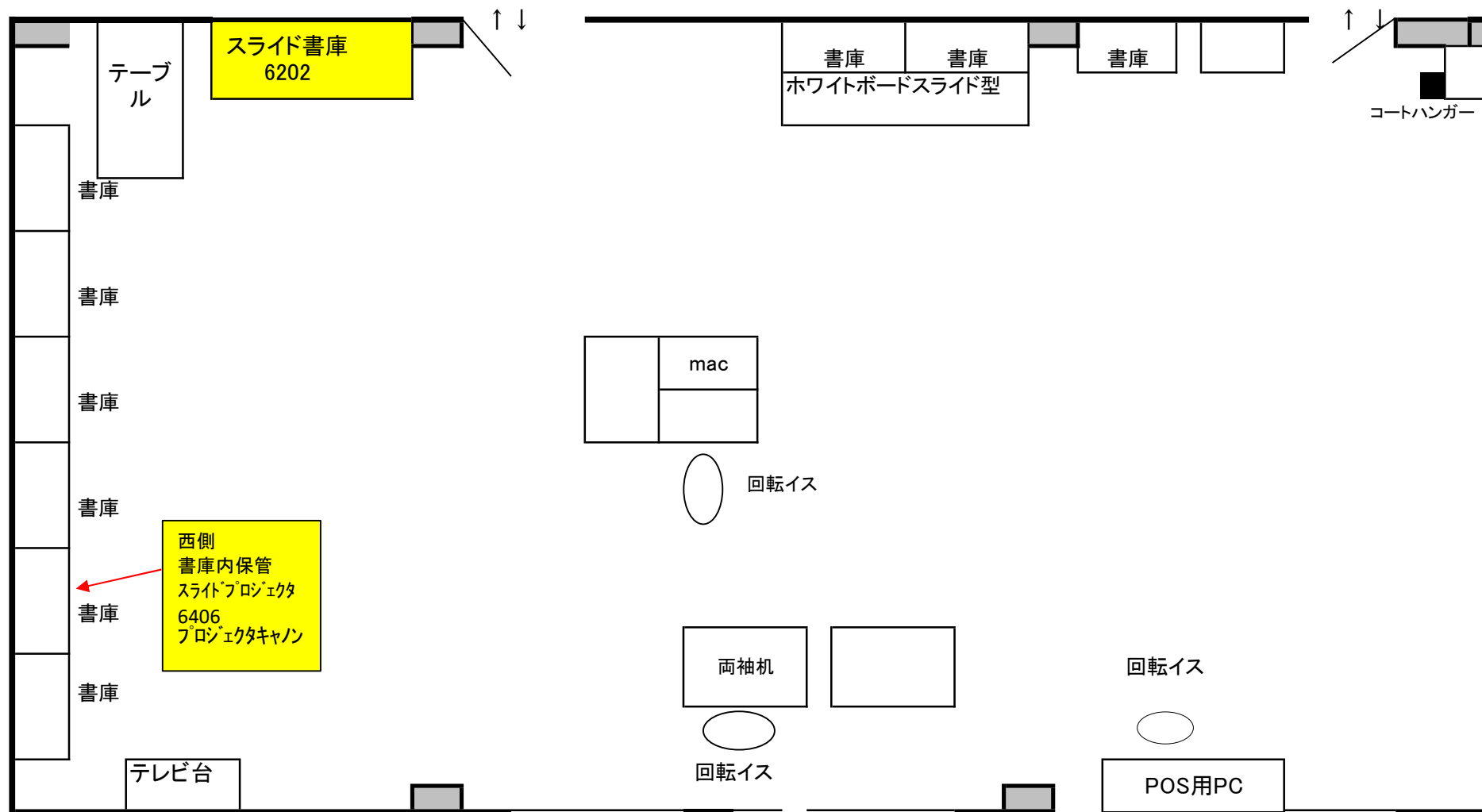
資料9

	備品番号	物品番号	品名	規格	金額
1	6059	1001016	両袖机	1800*850*700	150,150
2	6117	1002020	ベンチ	ベンチT-5662E 2000*500*430	126,525
3	6120	1003006	作業台	木製工作台 1800*900*760	238,350
4	6121	1003006	作業台	木製工作台 1800*900*760	238,350
5	6123	1003006	作業台	木製工作台 1800*900*760	238,350
6	6124	1003006	作業台	木製工作台 1800*900*760	238,350
7	6138	1003006	作業台	9352BM	129,675
8	6139	1003006	作業台	火床コンロ台 1500*700*740	204,750
9	6140	1003006	作業台	作業台 9352BM	129,675
10	6141	1003006	作業台	作業台 9352BM	129,675
11	6142	1003006	作業台	9352BM	129,675
12	6143	1003006	作業台	火床方作業台 2000*700*740	227,850
13	6150	1003098	その他台	展示台 1600*650*1380	156,135
14	6153	1003098	その他台	展示台(引出無し)F4B 2700*1000*700	321,300
15	6172	1003098	その他台	展示用机 800*800*600	157,500
16	6173	1003098	その他台	テーブルメラミン化粧板 F2 1200*1200	120,960
17	6174	1003098	その他台	テーブルメラミン化粧板 F2 1200*1200	120,960
18	6176	1003098	その他台	展示台 F3A 1500*1500*1060	296,940
19	6177	1003098	その他台	展示台 F3B 1500*1500*1420	353,745
20	6178	1003098	その他台	展示台 F3A 1500*1500*1060	296,940
21	6179	1003098	その他台	展示ケース F5 700*700*2200	227,220
22	6180	1003098	その他台	展示台 F3B 1500*1500*1420	353,745
23	6181	1003098	その他台	展示台(引出付)F4A 2700*1000*700	390,390
24	6182	1003098	その他台	展示ケース F5 700*700*2200	227,220
25	6185	1003098	その他台	展示台 1600*650*1380	156,135
26	6186	1003098	その他台	展示台 1300*650*1380	110,775
27	6202	1004001	移動書架	スリムライン	141,750
28	6203	1004003	陳列戸棚	スタンドガラス材料収納庫 F7 3600*450	310,485
29	6204	1004003	陳列戸棚	戸棚 4950*600*600	292,740
30	6205	1004003	陳列戸棚	戸棚 一式 上部展示棚 6000*450*1800	1,008,525
31	6223	1004099	その他戸棚	2重連マジックドアタイプ3660*985*2230	530,250
32	6224	1004099	その他戸棚	イトーキ軽量棚 一式 D450*900*1800	220,500
33	6225	1004099	その他戸棚	イトーキ軽量棚 一式 D450*900*1800	220,500
34	6226	1004099	その他戸棚	イトーキ軽量棚 一式 D450*900*1800	220,500
35	6227	1004099	その他戸棚	イトーキ軽量棚 一式 D450*900*1800	220,500
36	6228	1004099	その他戸棚	イトーキ軽量棚 一式 D450*900*1800	220,500
37	6229	1004099	その他戸棚	2重連マジックドアタイプ3660*985*2230	530,250
38	6231	1004099	その他戸棚	イトーキ軽量棚 一式 D450*900*1800	220,500
39	6233	1004099	その他戸棚	イトーキ軽量棚 一式 D450*900*1800	220,500
40	6234	1004099	その他戸棚	イトーキ軽量棚 一式 D450*900*1800	220,500
41	6258	1005001	書庫	下ノ両開き書庫 上ノガラス引き違い	121,800
42	6260	1005002	金庫	組込み耐火金庫 専用ベース付	199,500
43	6261	1005003	キャビネット	KB-1203	132,090
44	6262	1005003	キャビネット	キャビネット SHC-604L4S	135,450
45	6264	1005003	キャビネット	中量ワイドキャビネット 12-1003	180,600
46	6269	1005003	キャビネット	キャビネット KB-1203	132,090
47	6270	1005003	キャビネット	重量キャビネット DX1214	147,000
48	6271	1005003	キャビネット	キャビネット KB-1203	132,090
49	6297	1010002	グラインダー(電動やすり)	ベルトグラインダー SHV-15	308,385
50	6298	1010002	グラインダー(電動やすり)	卓上グラインダー(集塵機付)GR26	231,000
51	6307	1010005	切断機	小割切断機 TS-200PS	248,850
52	6311	1010099	その他工作器具類	縦面研磨機 DC-4型	826,350
53	6312	1010099	その他工作器具類	ロッドウォーマー 内寸300*300*300	418,950
54	6313	1010099	その他工作器具類	ダイヤモンドホイール 125R 250D*40T #60	283,500
55	6314	1010099	その他工作器具類	ダイヤモンドホイール125R 250D*40T #500	283,500
56	6318	1010099	その他工作器具類	マグタップ MTP-MT16	215,250
57	6329	1010099	その他工作器具類	電器炉 パラゴン キルン CS-16S 200V仕様	222,180
58	6335	1010099	その他工作器具類	ダイヤモンド研磨盤	504,000
59	6336	1010099	その他工作器具類	木臼	187,425

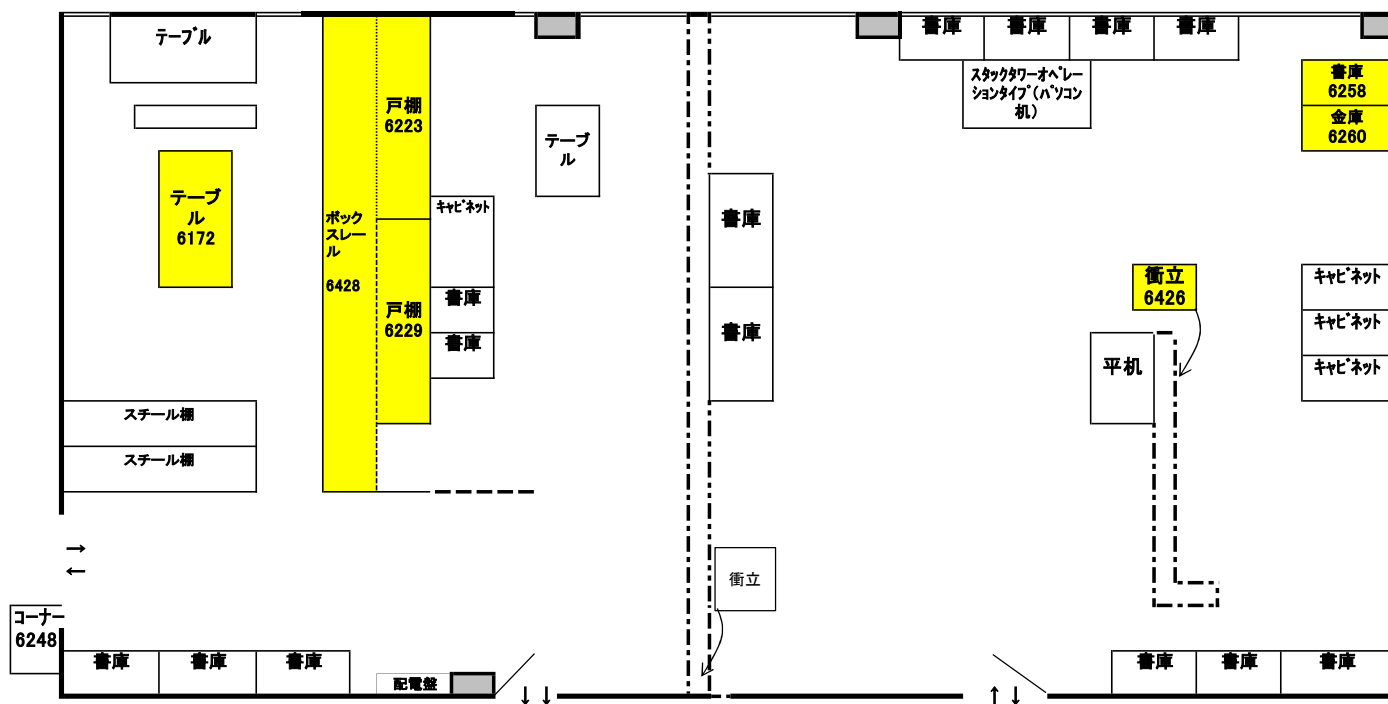
60	6337	1010099	その他工作器具類	木臼	187,425
61	6340	1010099	その他工作器具類	磨用両軸研磨機 VM-0.75	698,250
62	6341	1010099	その他工作器具類	ポール盤 ESD-350	142,800
63	6342	1010099	その他工作器具類	ダイヤモンドホイール 角山250D*25T #120	215,250
64	6344	1010099	その他工作器具類	卓上用研磨機 DC-2型	448,350
65	6345	1010099	その他工作器具類	ダイヤモンドホイール 角山250D*25T #600	215,250
66	6347	1010099	その他工作器具類	ダイヤモンドホイールV110 150D*20T #600	107,100
67	6349	1010099	その他工作器具類	グラインダーエレクトーGX EL350-IH	107,756
68	6350	1010099	その他工作器具類	プログラムコントローラー DCP-30	372,750
69	6351	1010099	その他工作器具類	バンドソー DCR-120	493,500
70	6354	1010099	その他工作器具類	ダイヤモンドホイール 18R 150D*20T #600	101,850
71	6359	1010099	その他工作器具類	ダイヤモンドホイールV110 150D*20T #120	107,100
72	6360	1010099	その他工作器具類	ダイヤモンドホイール18R 150D * 20T #120	101,850
73	6361	1010099	その他工作器具類	卓上用研磨機 DC-2型	448,350
74	6363	1011004	コンプレッサー	サンドブラスト用コンプレッサー CM-6BD-6	551,250
75	6367	1011099	その他機械器具類	七宝電気炉 MF-P2S	206,850
76	6369	1011099	その他機械器具類	パイプローラー PS-2	319,200
77	6373	1011099	その他機械器具類	ステンドグラス用電気炉 内寸550*550*300	404,250
78	6376	1011099	その他機械器具類	七宝電気炉 MF-P2S	206,850
79	6377	1011099	その他機械器具類	実験用電気炉 DK-1	346,500
80	6379	1011099	その他機械器具類	ポットミル機 PTA-02	148,050
81	6380	1011099	その他機械器具類	実験用電気炉 DK-1	346,500
82	6382	1011099	その他機械器具類	アンビル 50kg	138,254
83	6383	1011099	その他機械器具類	パネルソー用集塵機 MY-150XN	109,883
84	6386	1011099	その他機械器具類	TIG溶接機(循環装置付)インバーター300	514,500
85	6387	1011099	その他機械器具類	コンタマシ L-300	630,000
86	6390	1011099	その他機械器具類	卓上ボール盤 B-13RH	198,975
87	6393	1011099	その他機械器具類	磁気ロータリー研磨機 TK-921	766,500
88	6394	1011099	その他機械器具類	超音波洗浄機 TUS-400	483,000
89	6395	1011099	その他機械器具類	真空式ワックスインジェクター TWP-Y	997,500
90	6396	1011099	その他機械器具類	ホットプレス機 THP-1	294,000
91	6398	1011099	その他機械器具類	真空脱泡機 KV-1	577,500
92	6400	1011099	その他機械器具類	タタキ定盤 T-14	121,800
93	6406	1013005	映写機	スライドプロジェクター	120,750
94	6413	1013060	プロジェクター	キャノン LV-7490	145,950
95	6414	1013099	その他電気器具	七宝焼窯 金属製	148,886
96	6424	1017006	ホワイトボード	無地一行月 3200 * 41 * 913	231,525
97	6426	1017008	衝立	クロスパネル 450W1/900W2/1200W4 H1625	161,070
98	6428	1017099	その他室内用具類	ボックスレール	962,741
99	6432	1017099	その他室内用具類	クロスパネル一式 600W2・700W2・900W4	201,600
100	6438	1028001	案内板・掲示板	H1200 × W2400(照明器具付)	296,100
101	49291	1011099	その他機械器具類	軸傾斜横切盤:可搬式(PW-300AL)	615,600

新造形創造館 2階 事務室(南側) (16)

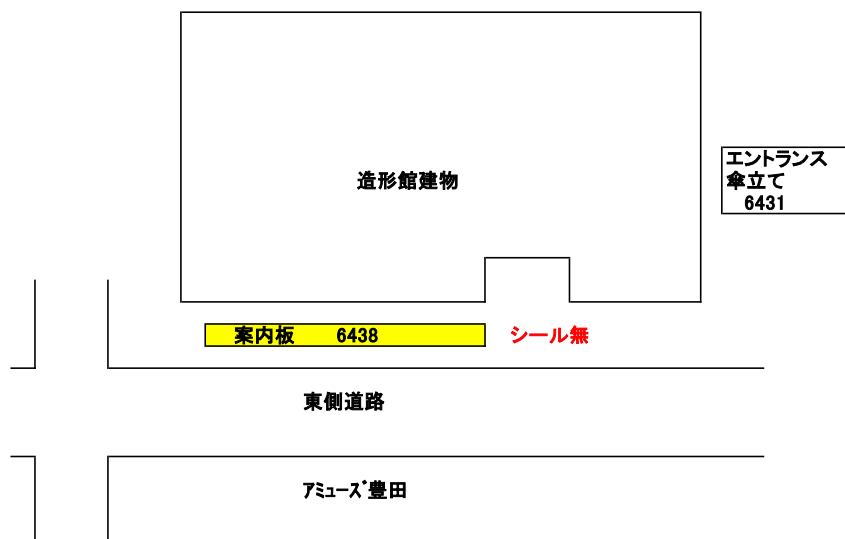
備品



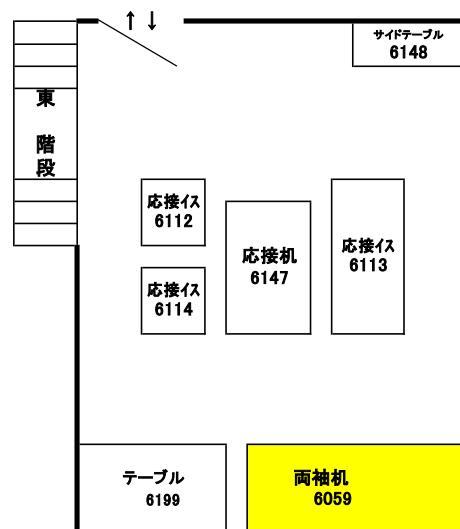
↑
北



北 →

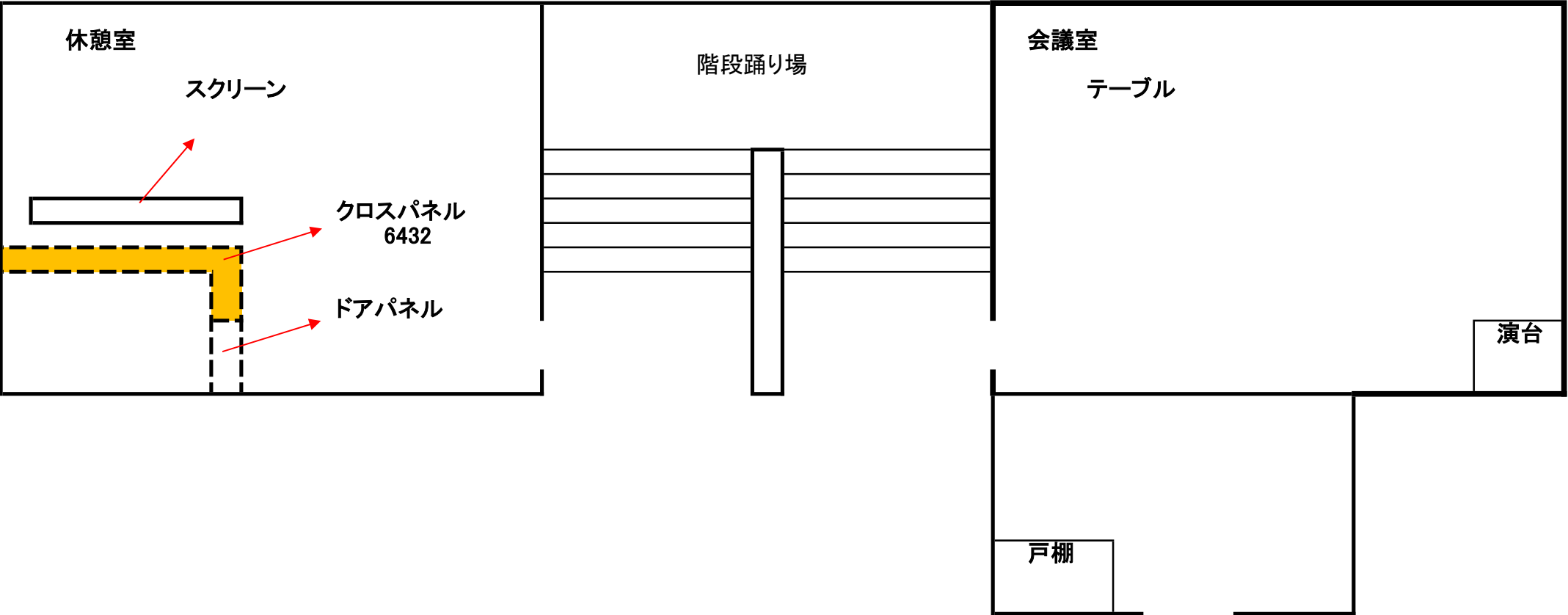


北
↑



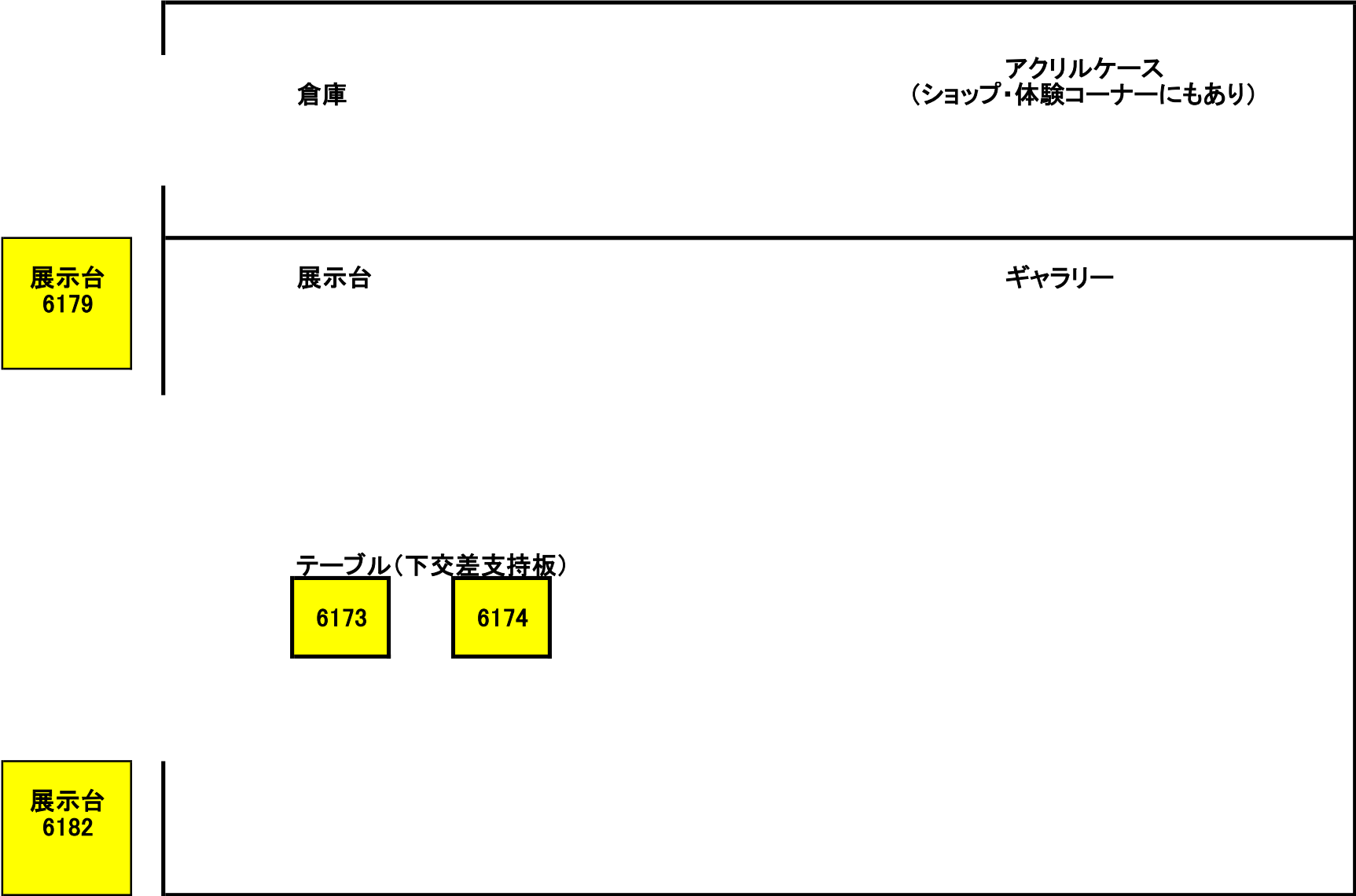
2F休憩室・会議室・給湯室(12)

備品



1Fギャラリー・同西倉庫(11)

備品



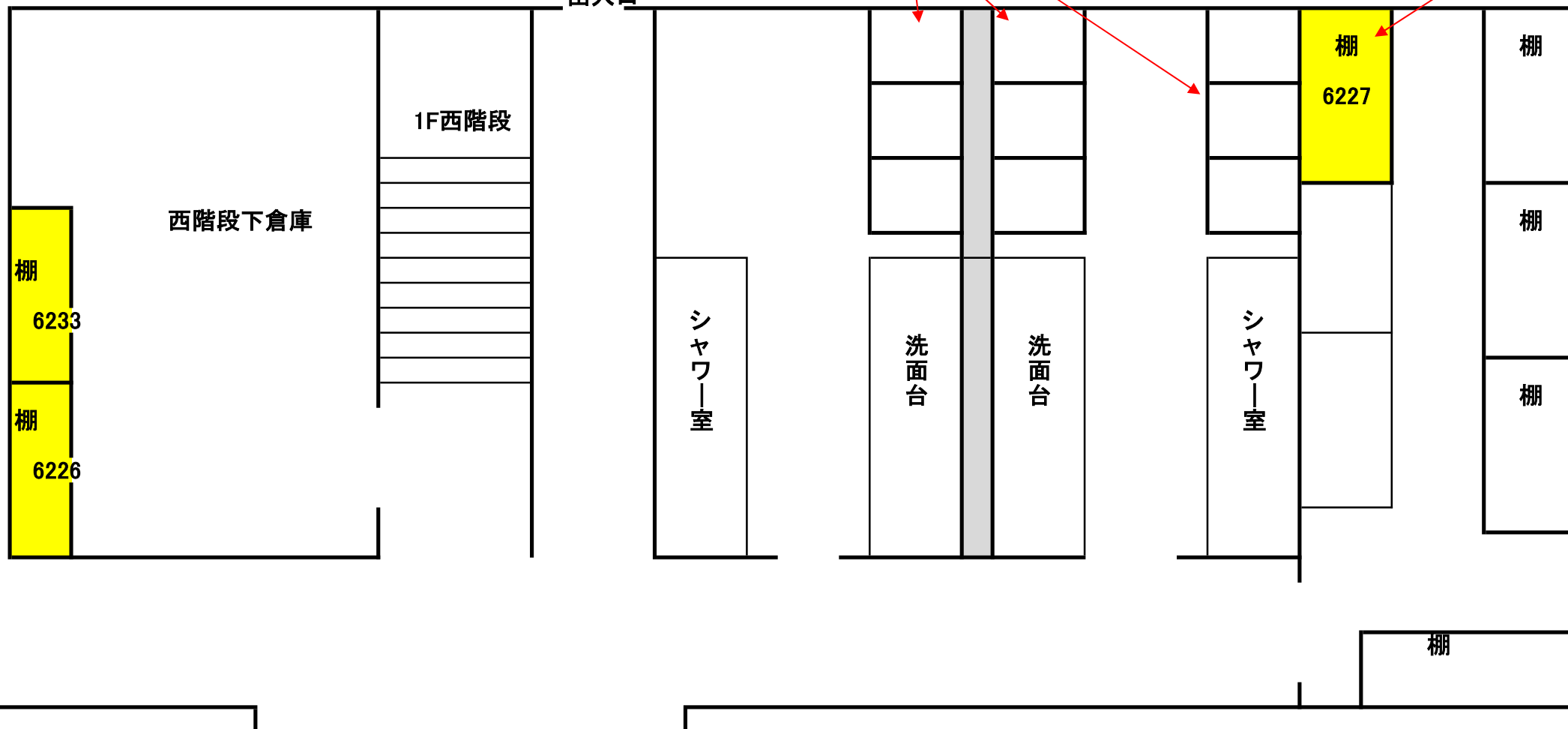
1F西階段下倉庫・男女更衣室・北側倉庫

出入口

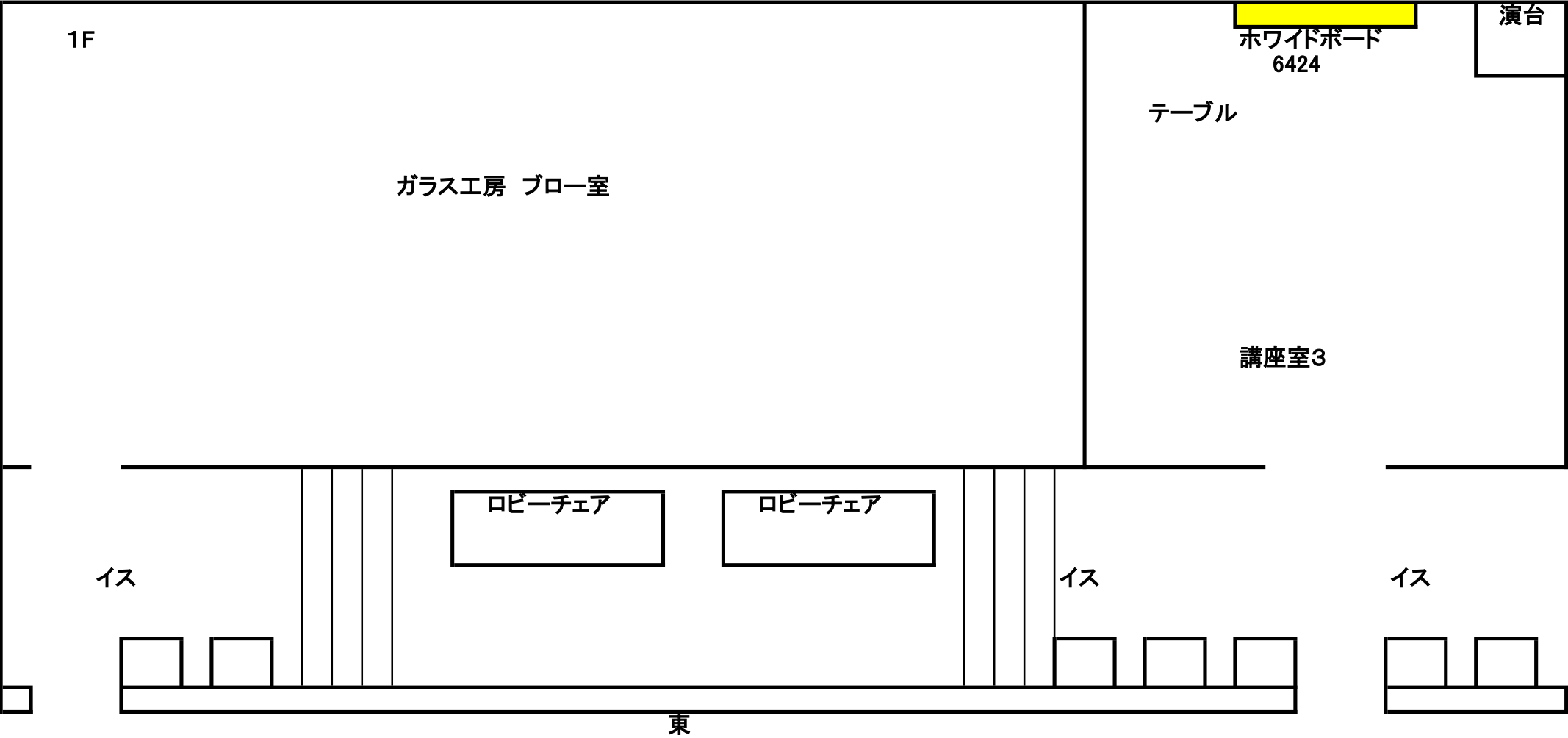
備品

コインロッカー

ダブルローラーパナースタンド(6227・1段目西)



廊下



西

ホワイトボード

ホワイトボード

南

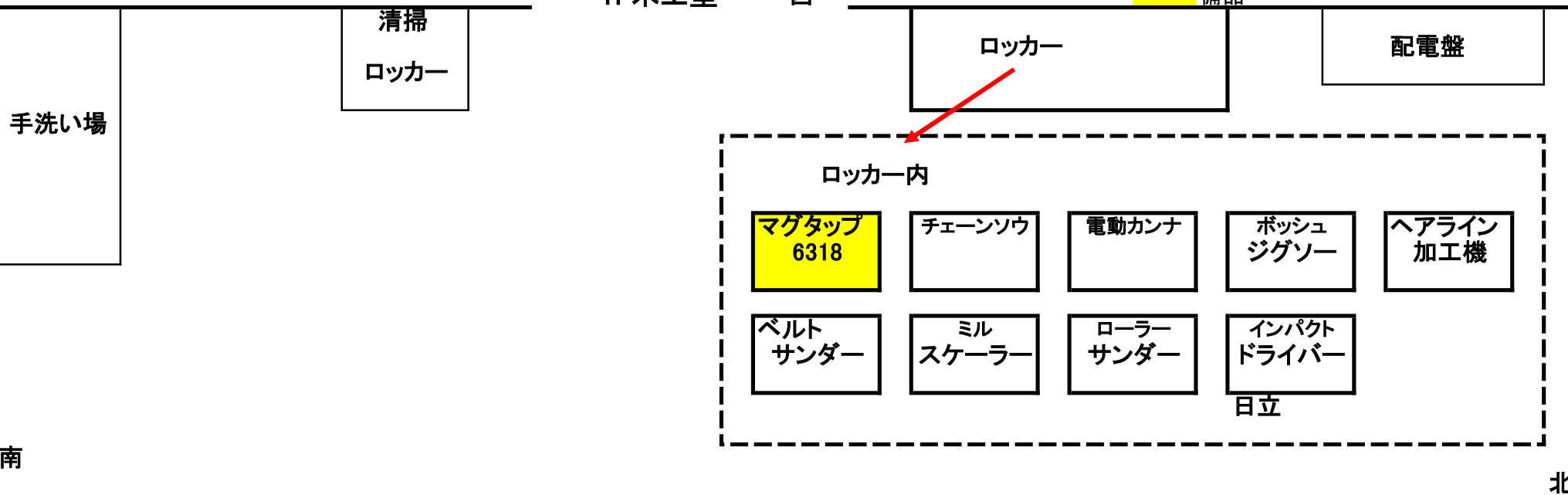
北

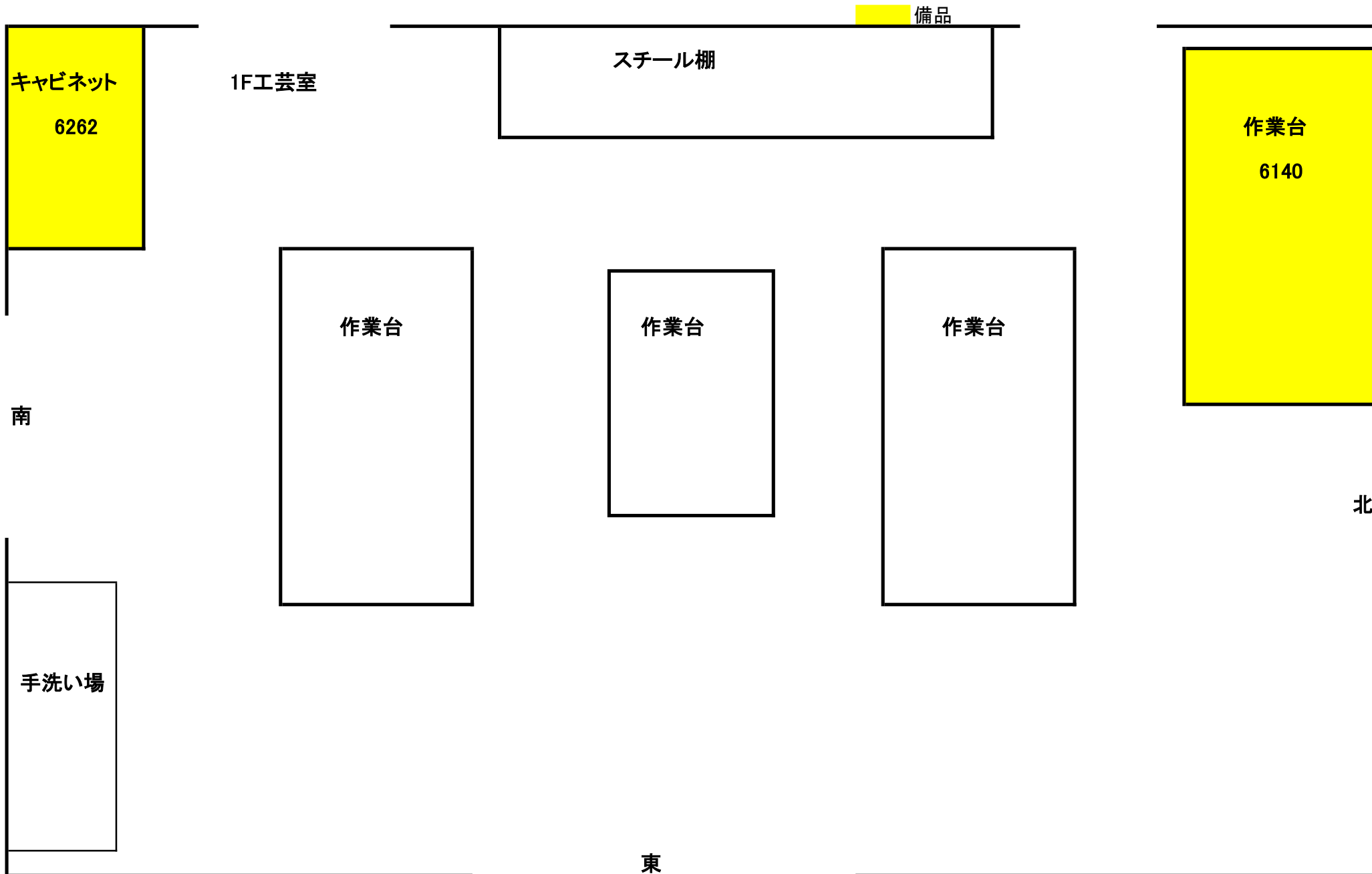
東

1F木工室

西

備品

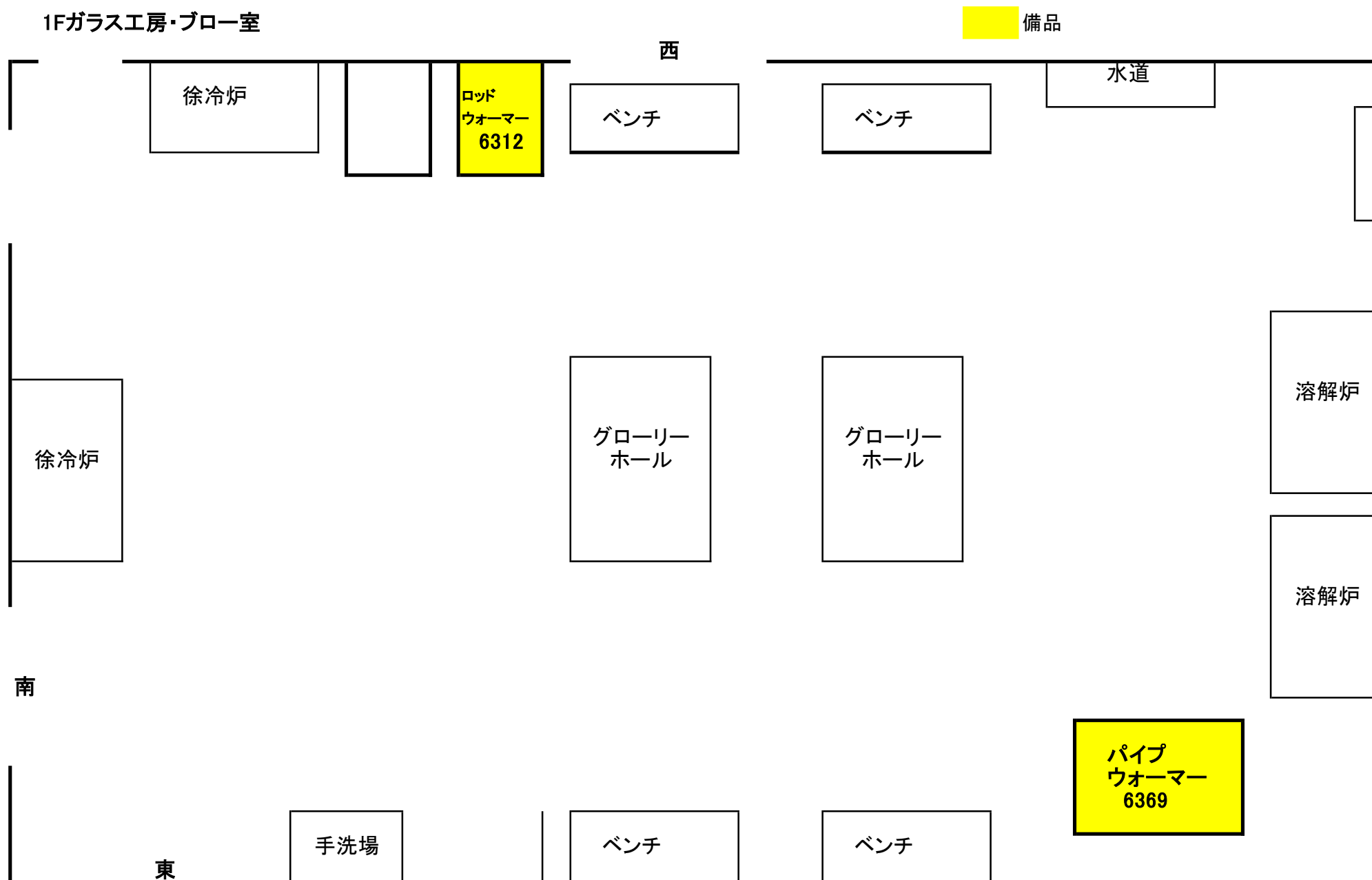


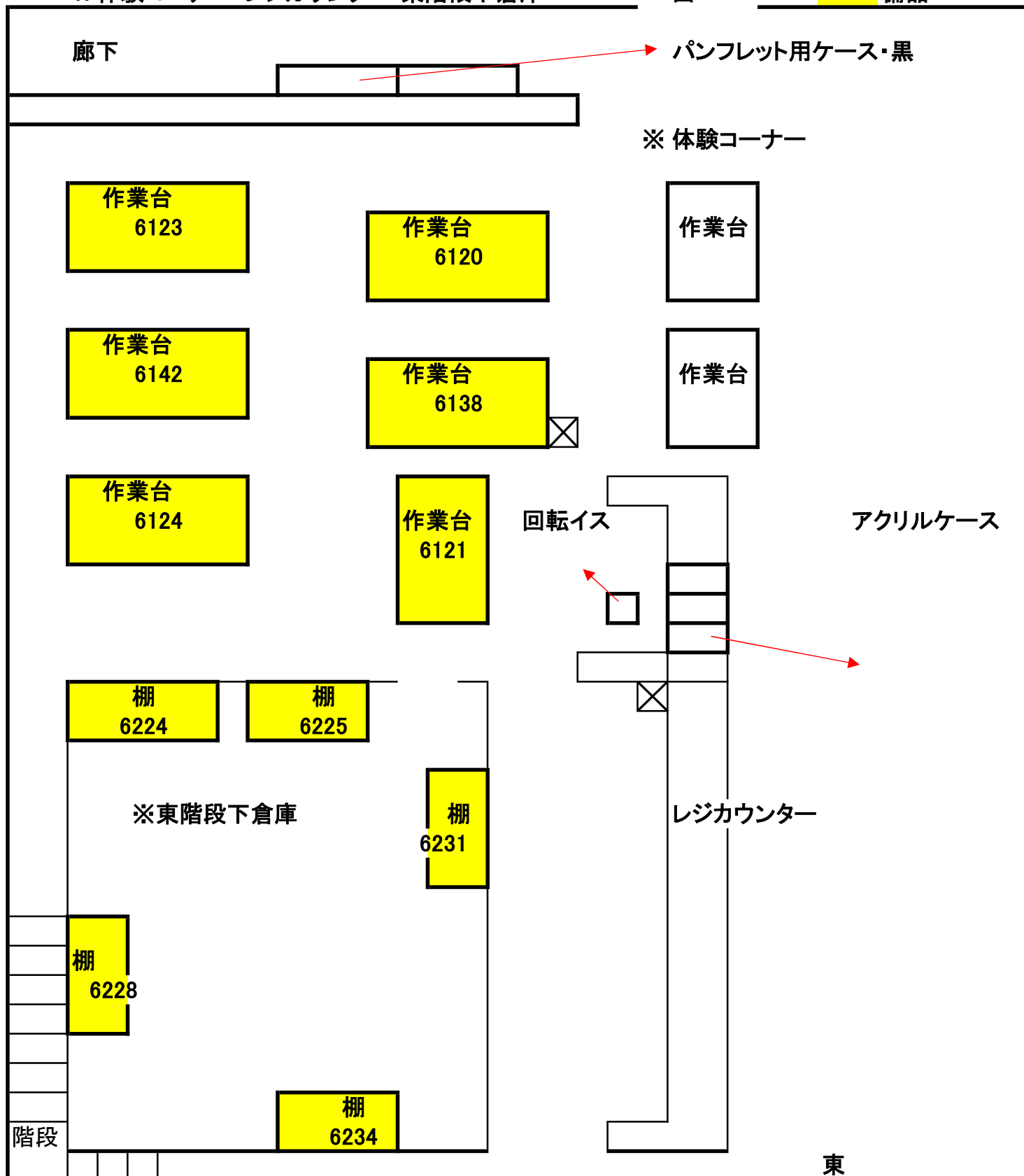


備品



1Fガラス工房・ブロー室





1Fショップ

備品

陳列戸棚・壁付

6203

展示台

6181

展示台

6153

陳列
戸棚
壁付

6205

展示台

6150

展示台

6186

展示台

6185

展示台
棚付き

6178

展示台
棚付き

6177

む
つ
み
屋
入
口

ホワイト陳列棚

展示台

6180

展示台

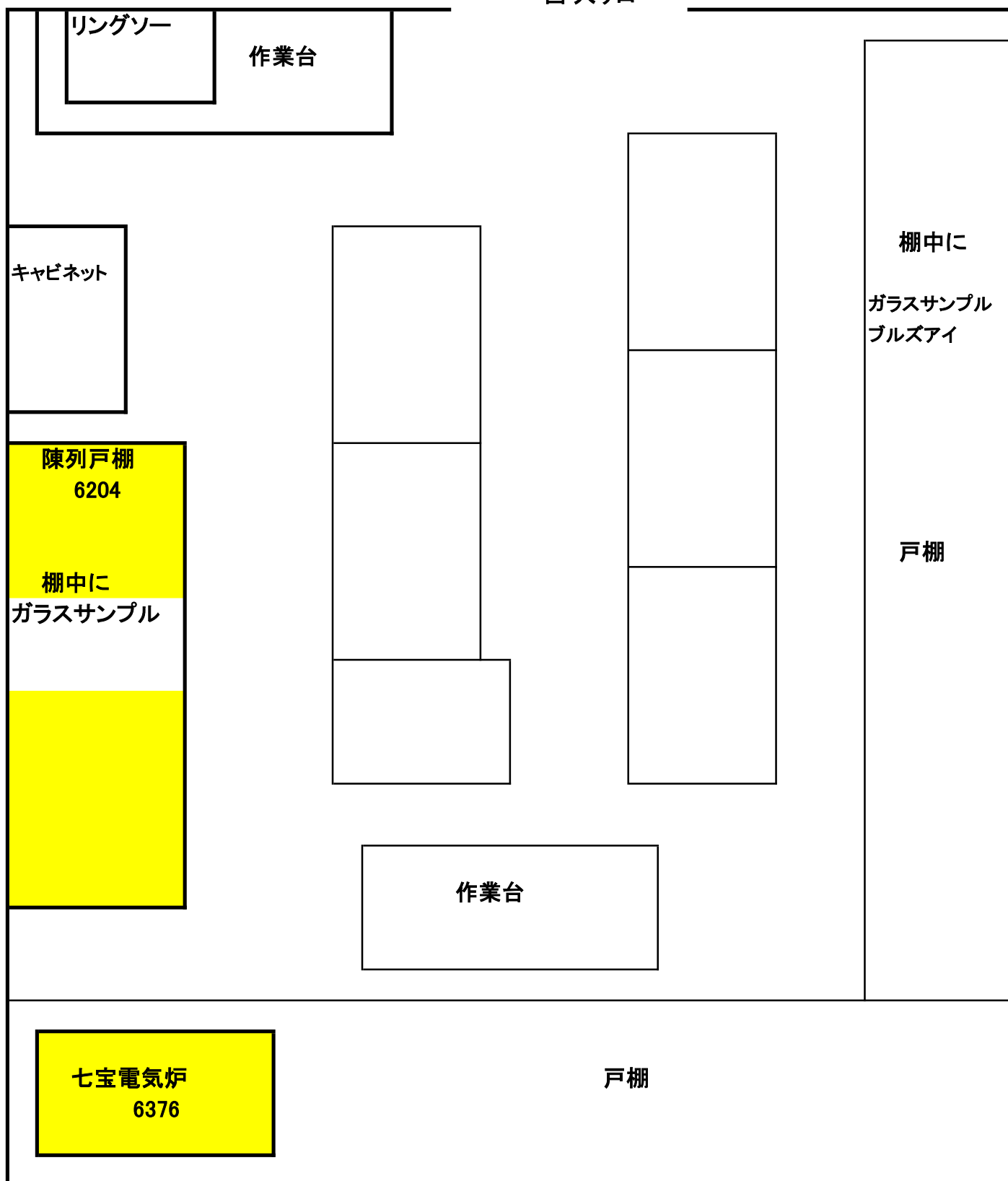
6176

ベンチ 6117

1Fスタンドグラス工房

西 入り口

 備品



備品

1F彫金室

西入口

ワックス
インジェクター
6395

マイクロ
グラインダー
6349

キャビネット
6261

金床
6193

ホットプレス機
6396

七宝
電気炉
6367

彫金机

ラベルなし

作業台

パフ用
卓上
グラインダー

地金延し
ローラー

火床型
作業台

ステンレス
保管庫

研磨機
6393

真空
脱泡機
6398

金床

作業台

超音波
洗浄機
6394

ステンレス保管庫

サンドブラスト

備品

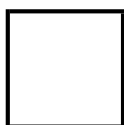
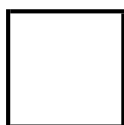
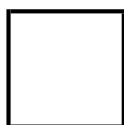


南倉庫

備品

西

ガス 管理室

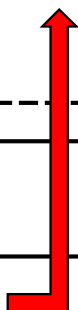
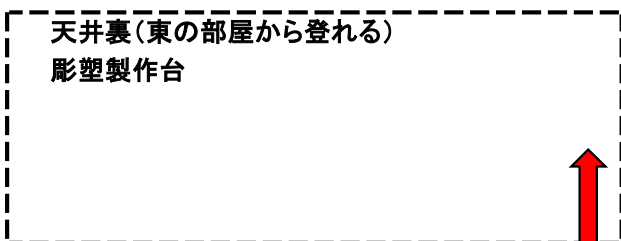


ヒーター3点

冬はガラス
工房で使用

シャワー室

天井裏(東の部屋から登れる)
彫塑製作台



棚

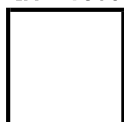
中量棚

中量棚

棚

アルミはしごで中倉庫天井裏へ登れる

小型板金機
3-IN-1305型



棚

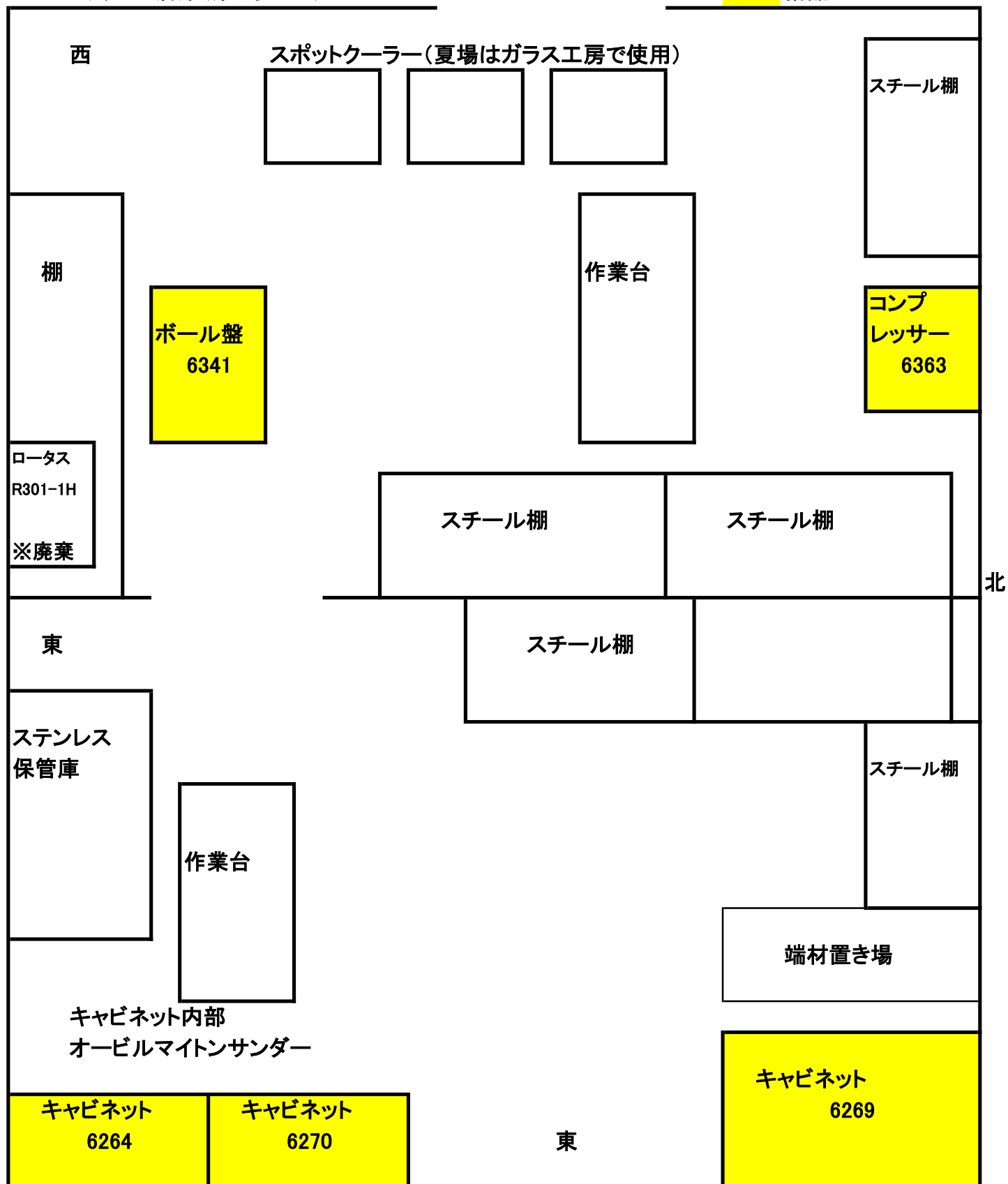
作業台

北

危険物倉庫

第4類倉庫 灯油

東



サンドブラスト室

ポットミル機
6379

スチール棚

不明

プログラム
コントローラー
6350電気炉
パラゴン
キルン
6329スタンドグラス用
電気炉
6373

掃除機

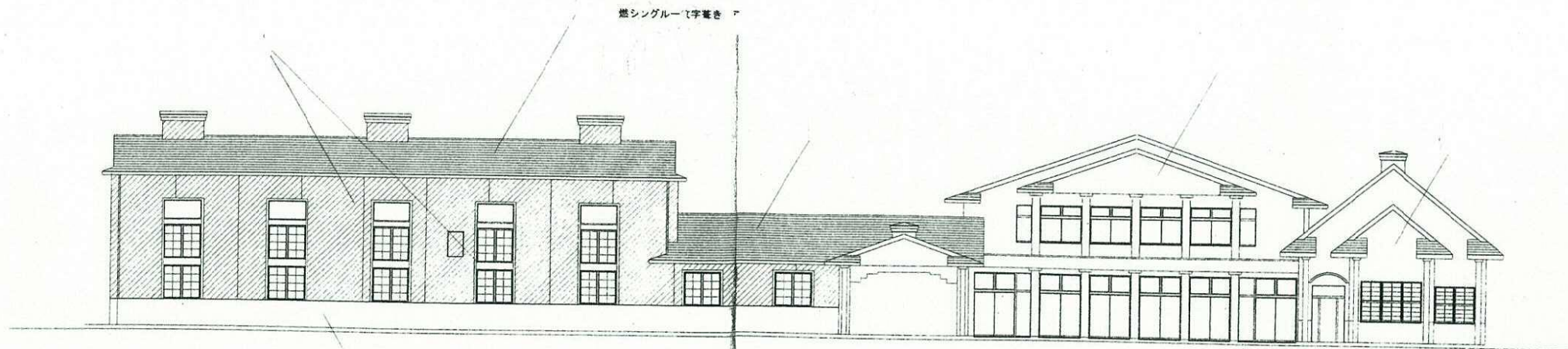
北

実験用電気炉
6380実験用電気炉
6377

東

改修後

燃シingleルーで字書き



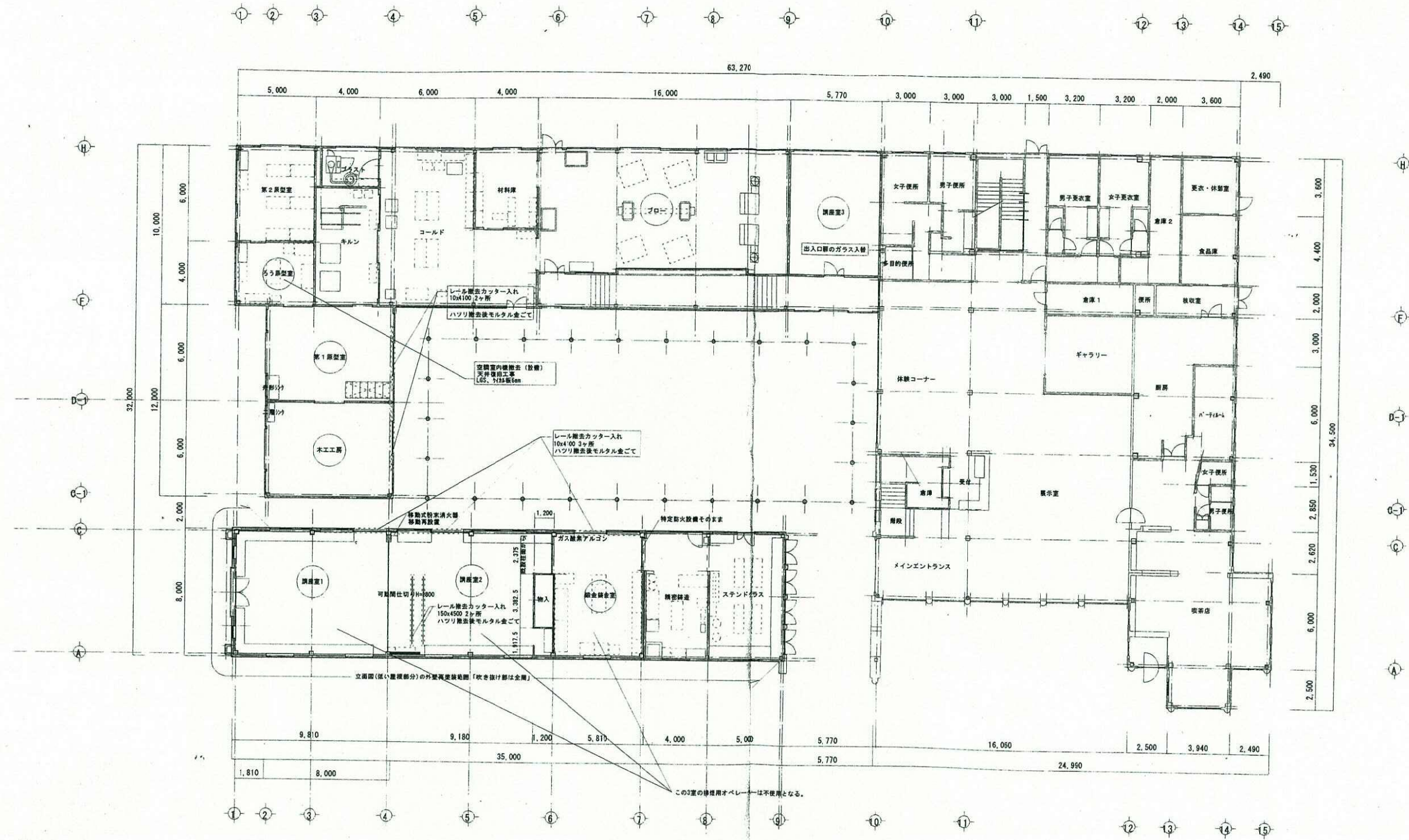
東面 立面図 A2=1/200

訂正	月 日					図面番号

縮尺 A2出力
S=1/200

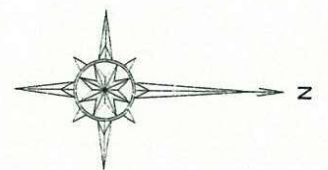
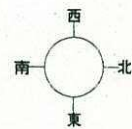
A-15

改修後



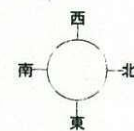
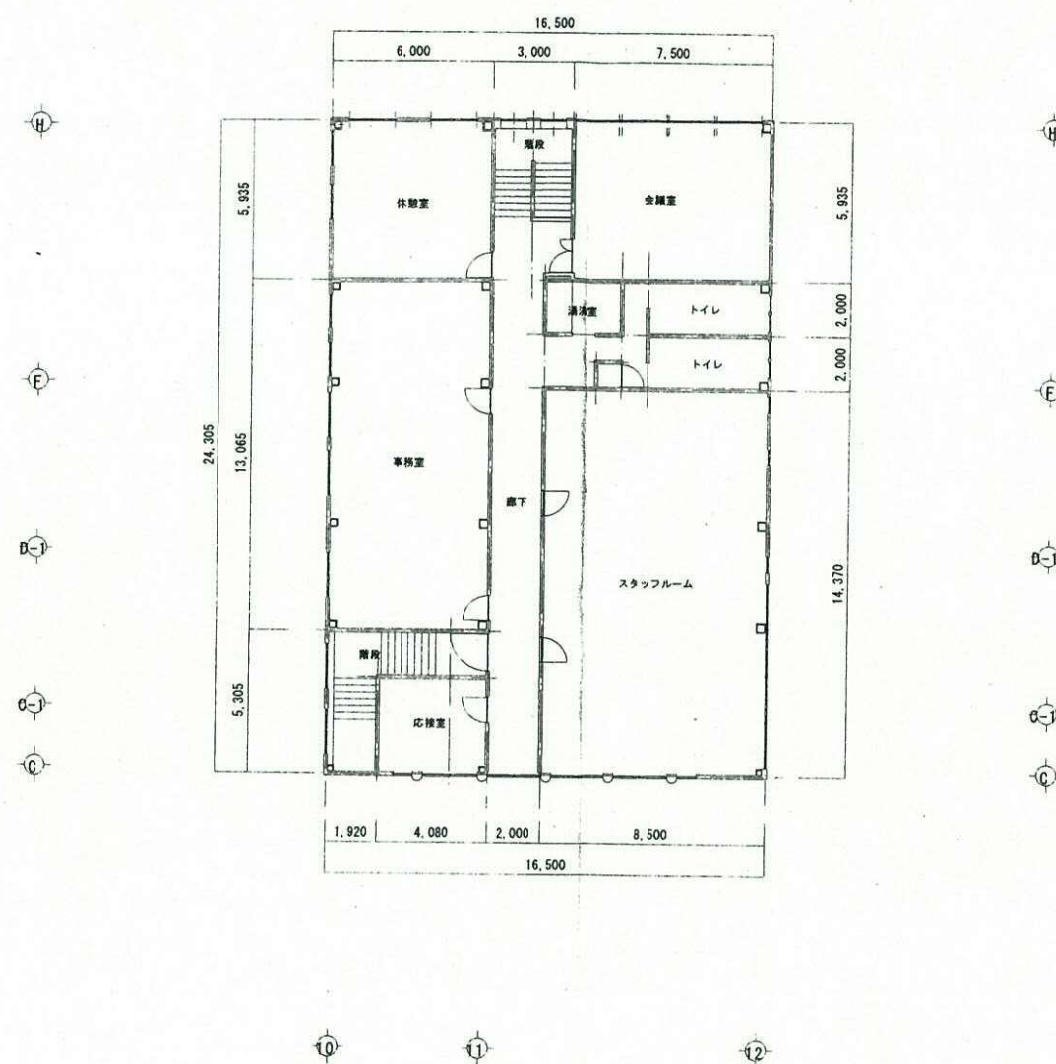
改修後 1 階平面図 A2=1/200

改修工事にかかる部屋

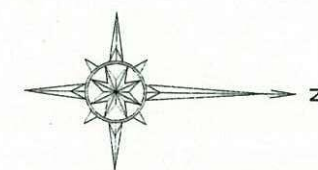


現況

改修部分 なし



現況 2階平面図 A2=1/200



資料 11 個人情報取扱特記事項

（用語の定義）

第1 本協定において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

（1） 「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するものであり、この協定による業務の実施に際し取扱う情報をいう。

（2） 「第三者」とは、甲および乙（当該業務に従事する甲および乙のすべての役職員・従業員を含む。）以外の全てのものをいう。

（基本的事項）

第2 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該業務を実施処理するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。

2 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務の実施により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させ、その遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

（収集の制限）

第4 乙は、この協定による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第6 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第7 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託等の禁止）

第8 乙は、この協定による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

（資料等の返還）

第9 乙は、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等（当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。）は、当該業務完了後又は履行中であっても甲の指示があったときは、直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示した方法によるものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立会いの下に、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等（当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。）を廃棄することができる。

（苦情処理）

第 10 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第 11 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（調査）

第 12 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時に調査することができる。

（指示）

第 13 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（損害賠償）

第 14 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

資料12

磐田市新造形創造館条例（平成17年4月1日条例第144号）

最終改正:令和元年7月3日条例第4号

改正内容:令和元年7月3日条例第4号〔令和元年10月1日〕

○磐田市新造形創造館条例

平成17年4月1日条例第144号

改正

平成19年7月6日条例第23号
平成26年12月22日条例第38号
令和元年7月3日条例第4号

磐田市新造形創造館条例
(設置)

第1条 磐田市は、ガラス、金属等の造形による芸術文化の振興及び市民の文化意識の向上を図るため、新造形創造館を設置する。
(名称及び位置)

第2条 新造形創造館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
磐田市新造形創造館	磐田市上新屋499番地1

(事業)

第3条 磐田市新造形創造館(以下「創造館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 造形芸術の創造及び普及に関すること。
- (2) 創造館の施設及び設備等の提供に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業
- (指定管理者による管理)

第4条 創造館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。
(指定管理者の選定基準)

第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、創造館の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 創造館の設置目的に従い、利用者の平等利用が確保されること。
- (指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 創造館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他創造館の管理上、市長が必要と認める業務
- (指定管理者の指定)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による指定の申請があつたときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。
- (事業報告書の提出義務)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後に、創造館の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。
- (指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、創造館の管理を通じて知り得た秘密(個人に関する情報を含む。)を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。
(開館時間)

第11条 創造館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。
(休館日)

第12条 創造館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)にあたるときはその翌日

(2) 祝日法による休日の翌日。ただし、その日が土曜日又は日曜日にあたる場合を除く。

(3) 12月26日から翌年1月2日までの日

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

(1) 創造館内の秩序を乱し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 創造館の施設を損傷し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) その他管理上支障があると認められるとき。

(利用の対象者)

第14条 講座室等(別表に掲げる施設をいう。以下同じ。)を利用することができる者は、造形芸術の創造及び普及に関する活動のために講座室等を使用する者とする。

(利用の許可)

第15条 講座室等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講座室等の利用を許可しない。

(1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 講座室等の管理上支障があるとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、その利用が適当でないとき。

(利用許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、第15条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、講座室等の利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用の許可条件に違反したとき。

(4) 公益上指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により、利用者に損害が生じても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第18条 利用者は、講座室等を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第19条 利用者は、講座室等を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、講座室等の利用を終了したとき、又は第17条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、速やかに講座室等を原状に回復しなければならない。

3 指定管理者又は利用者が前2項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者又は利用者から徴収することができる。

(利用料金)

第21条 講座室等の利用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第22条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、前条第2項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第23条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認められる場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第24条 指定管理者、利用者及び入館者は、創造館の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の豊田町新造形創造館設置条例(平成11年豊田町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年7月6日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の磐田市新造形創造館条例(以下「新条例」という。)第4条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第5条及び第7条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成26年12月22日条例第38号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(令和元年7月3日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第9条の規定による改正後の磐田市新造形創造館条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第12条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第2の規定、第19条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表の規定、第22条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第28条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第29条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第40条の規定による改正後の磐田市渚の交流館条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第14条、第21条関係）

利用区分	利用料金（円）	
	午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで
講座室1	900	1,800
講座室2	900	1,800
講座室3	900	1,800
木工室	900	1,800
工芸室	900	1,800

備考

- 1 市民以外の者及び市以外の事業所又は団体が利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 利用者が受講料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 営利行為又は商業宣伝を主たる目的とし、受講料又はこれに類するものを徴収しない場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 4 営利行為又は商業宣伝を主たる目的とし、受講料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に次の割合を乗じて得た額を加算する。
受講者1人当たりの受講料又はこれに類するものの徴収最高額が
2,000円（消費税を含む。以下同じ。）以下のとき 200パーセント
2,001円以上のとき 300パーセント
- 5 営利行為のうち物品販売を伴う場合の利用料金は、この表に定める利用料金に当該利用料金の300パーセントに相当する額を加算する。
- 6 利用者が利用時間を超過し、又は繰上げて利用する場合は、当該超過又は繰上げ時間1時間につき、この表に定める利用料金に当該利用料金の1時間当たりの金額の120パーセントに相当する額を加算する。この場合において、超過又は繰上げ時間が15分未満のときは切り捨て、15分以上1時間未満のときは1時間とみなして計算する。ただし、利用時間の超過又は繰上げは、前後の利用に支障のない場合のみ認めるものとし、1時間以上の超過又は繰上げは認めない。
- 7 特別な設備に要する費用は、利用者の負担とする。
- 8 利用料金の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

○磐田市新造形創造館条例施行規則

平成17年4月1日規則第84号

改正

平成19年7月6日規則第21号
平成24年3月23日規則第19号
平成26年12月22日規則第36号
平成28年3月24日規則第29号
令和3年9月15日規則第43号

磐田市新造形創造館条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、磐田市新造形創造館条例（平成17年磐田市条例第144号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の申請書類）

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- （1）指定管理者指定申請書（様式第1号）
- （2）事業計画書
- （3）収支計画書
- （4）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- （5）法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- （6）法人等概要書
- （7）活動実績を証明する書類
- （8）誓約書
- （9）法人等の役員名簿
- （10）納税証明書
- （11）その他市長が必要と認める書類

（候補者選定の通知）

第3条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその結果を通知する。

（指定等決定の通知）

第4条 市長は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者（指定・不指定）通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

（事業報告）

第5条 条例第8条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- （1）管理施設の利用状況
- （2）管理運営業務の実施状況
- （3）管理経費等の収支状況
- （4）その他市長が必要と認める事項

（指定の取消し等）

第6条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消（業務停止）命令書（様式第4号）による。

（利用許可の申請）

第7条 条例第15条第1項の規定により磐田市新造形創造館（以下「創造館」という。）の講座室等（条例別表に掲げる施設をいう。以下同じ。）の利用許可を受けようとする者は、創造館講座室等利用許可申請書（以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、開館日の午前9時30分から午後5時までの間にしなければならない。

3 利用許可申請書の受付は、指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得た場合を除き、利用日の属する月の3月前から利用日の1日前までとする。

（利用の許可）

第8条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用を許可したときは、創造館講座室等利用許可書（以下「利用許可書」という。）を交付する。

2 利用許可は、利用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用のため指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 利用許可書は、講座室等を利用する際、指定管理者に提示しなければならない。

（利用許可の取消願）

第9条 講座室等の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用許可の取消しを願い出ようとするときは、利用日の7日前までに講座室等利用許可取消願に利用許可書を添えて、指定管理者に願い出なければならない。

(利用料金の承認申請等)

第10条 指定管理者は、条例第21条第2項に規定する利用料金を定めるときは、創造館講座室等利用料金承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、創造館講座室等利用料金承認書(様式第6号)を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。

4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の申請)

第11条 条例第22条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市、市の機関又は市が属する一部事務組合が主催又は共催して利用するとき 免除

(2) 施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用するとき 免除

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 100パーセント以内の額

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ、創造館講座室等利用料金減免申請書を利用許可申請書に添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第12条 条例第23条ただし書の規定により、還付することができる場合及びその利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用者の責めによらない理由で講座室等の利用ができなくなったとき 全額

(2) 利用者が、利用日の7日前までに利用の許可の取消しを願い出たとき 全額

(入館者等の遵守事項)

第13条 創造館の入館者又は講座室等の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けずに物品の販売、展示又はこれらに類する行為をしないこと。

(2) 許可を受けた設備又は備品以外のものを使用しないこと。

(3) 創造館の施設、設備又は物品を損傷しないこと。

(4) 所定の場所以外で喫煙若しくは飲食し、火気を使用しないこと。

(5) 危険物を持ち込まないこと。

(6) 他人の迷惑となる行為をしないこと。

(7) 定員を超える人員を収容しないこと。

(8) 創造館の設備の取扱いには十分注意し安全に使用すること。

(9) 館内の秩序を維持し清潔を保つこと。

(10) その他管理上必要な指示に従うこと。

(利用後の点検)

第14条 利用者は、その利用が終わったとき(利用許可の取消しを受けたときを含む。)は、直ちに設備その他を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

(損傷又は亡失の届出)

第15条 指定管理者、利用者及び入館者は、創造館の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員等の入場)

第16条 利用者は、職員及び指定管理者が職務のため入場することを拒むことができない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の豊田町新造形創造館設置条例施行規則(平成11年豊田町教育委員会規則第5号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年7月6日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 磐田市新造形創造館条例の一部を改正する条例(平成19年磐田市条例第23号)附則第2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日においても、改正後の磐田市新造形創造館条例施行規則第2条から第4条までの規定の例により行うことができる。

附 則(平成24年3月23日規則第19号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年12月22日規則第36号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日規則第29号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

附 則(令和3年9月15日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市新造形創造館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票
の写し
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市新造形創造館の指定管理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

- ☐ 指定管理者候補者として選定します。
- ☐ 指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

第 号
年 月 日

様

磐田市長



指定管理者(指定・不指定)通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市新造形創造館の指定管理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

- ☐ 指定管理者に指定します。
- ☐ 指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

磐田市長 

指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市新造形創造館条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を命じます。

区分	全部・一部(業務)			
	業務停止期間			
	年	月	日から	
	年	月	日まで	月間
理由				

※ この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

新造形創造館講座室等利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市長

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市新造形創造館講座室等の利用料金について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

1 利用料金申請理由

2 実施予定年月日

3 利用料金

第 号
年 月 日

様

新造形創造館講座室等利用料金承認書

磐田市長 

年 月 日付けで申請のあった磐田市新造形創造館講座室等の利用料金について、下記のとおり承認します。

記

1 実施年月日

2 利用料金については、年 月 日付け申請書のとおりとする。